記者提供資料（令和元年 8 月 30 日）
港湾局経営企画課
ＴＥＬ：078-595-6268

消費税率改定に伴う神戸市港湾施設使用料等の改定

◆概要◆

消費税率が 8%から 10%に引き上げられることに伴い、港湾施設使用料等に税率改定分の転嫁を行うための料金改定を行います。

◆実施時期◆

令和元年 10 月 1 日(火)から（予定）

◆改定内容◆

現行料金に対して、原則、110／108（改定される消費税率）を乗じ、１円または１銭未満の端数を四捨五入した金額へ改定します（消費税法上、免税及び非課税扱いとなっている外航船等の料金については、現行料金のまま改定しません）

なお、駐車場、港湾幹線道路（２区間）は、料金徴収等の理由から 10 円単位の改定を行い、内航船の現行料金に 110／108 を乗じた額が､外航船の現行料金に 1.1 を乗じた額に満たない場合は、外航船の現行料金に 1.1 を乗じた額に改定します。

＜主な使用料＞

（１）改定する使用料

	現行料金	改定料金
ふ頭用地 一般使用　１平方メートル１日につき １級地	12 円 31 銭	12 円 54 銭
専用使用　１平方メートル１月につき １級地	369 円	376 円
港湾幹線道路（２区間）	200 円	210 円
岸壁及び物揚場 内航船 係留時間が１時間未満の場合 総トン数１トンにつき	3 円 61 銭	3 円 69 銭

（２）免税及び非課税で改定しない使用料

	現行料金	改定料金
岸壁及び物揚場 外航船 係留時間が１時間未満の場合 総トン数１トンにつき	3 円 35 銭	3 円 35 銭

◆その他◆

・入港料については、国土交通省の了承を得てからの施行となりますので、万一、実施時期が変更になる場合は、改めて通知いたします。
・神戸市港湾施設使用料等の改定一覧についてはこちらをご参照ください。
（リンク先アドレス）
http://www.city.kobe.lg.jp/business/bussiness/img/kowanshisetsusiyoryoto_011001.pdf

この資料は、市政記者クラブ、民放記者クラブ、神戸海運記者クラブに配付しています。